

改正案

現行

別表第一（第五条関係）

別表第一（第五条関係）

配乗表の適用に関する通則

配乗表の適用に関する通則

1～14（略）

1～14（同上）

一～四（略）

一～四（同上）

五 無線部

五 無線部

(一)・(二)（略）

(一)・(二)（同上）

(三) 漁船

(三) 漁船

改正案		現行	
無線電信等の船上保 の	無線電信等の二重化 （インマルサット無 線設備の二重化を除 く。）を行つているも の	無線電信等の船上保 の	無線電信等の船上保 の
通信長	通信長 三級海技士 （電子通信）	通信長	通信長 三級海技士 （電子通信）
二級海技士	四級海技士 （電子通信）	二級海技士	四級海技士 （電子通信）
船舶職員	船舶職員	船舶職員	船舶職員
資格	資格	資格	資格
無線電信等の船上保 の	無線電信等の二重化 （インマルサット無 線設備の二重化を除 く。）を行つているも の	無線電信等の船上保 の	無線電信等の船上保 の
通信長	通信長 三級海技士 （電子通信）	通信長	通信長 三級海技士 （電子通信）
二級海技士	四級海技士 （電子通信）	二級海技士	四級海技士 （電子通信）
船舶職員	船舶職員	船舶職員	船舶職員
資格	資格	資格	資格

	守を行うもの		(電子通信)
インマル サット無 線設備を 有しない 漁船	無線電信等の船上保 守を行わないもの 無線電信等の船上保 守を行うもの	通信長	三級海技士 (電子通信) 二級海技士 (電子通信)

備考

1 「インマルサット無線設備」とは、無線電信等のうち電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第六条第一項第四号の船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)の無線設備であるものをいう。

2・3 (略)

六〇九 (略)

	守を行うもの		(電子通信)
インマル サット無 線設備を 有しない 漁船	無線電信等の船上保 守を行わないもの 無線電信等の船上保 守を行うもの	通信長	三級海技士 (電子通信) 二級海技士 (電子通信)

備考

1 「インマルサット無線設備」とは、無線電信等のうち電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第六条第一項第四号の船舶地球局の無線設備であるものをいう。

2・3 (同上)

六〇九 (同上)

改正案		現行	
<p>（操作及び監督の範囲）</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。</p>		<p>（操作及び監督の範囲）</p> <p>第三条 （同上）</p>	
資格	操作の範囲	資格	操作の範囲
<p>（略）</p> <p>第三級総合無線通信士</p>	<p>（略）</p> <p>一 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数三百トン以上のものを除く。以下この表において同じ。）に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p>	<p>（同上）</p> <p>第三級総合無線通信士</p>	<p>（同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p>

イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）

ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの

(1) 海岸局の無線設備の操作（漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。）

(2) 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び基幹放送局以外の無線局の無線設備の操作

ハ レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの

四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作（航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作を除く。）で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の指揮の下に行うもの（国際通信のための通信

イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）

ロ (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

ハ (同上)

三 (同上)

四 (同上)

(略)	操作を除く。)	第四級海上無線通信士	次に掲げる無線設備の操作（モールス符号による通信操作及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。） 一 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。） 二 海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。） 三 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの	第一級海上特殊無線技士	一 次に掲げる無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）の通信操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）及びこれらの無線設備（多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 旅客船であつて平水区域（これに準ずる区域として総務大臣が告示で定めるものを含む。以下この表において同じ。）を航行区域
-----	---------	------------	---	-------------	---

(同上)	(同上)	第四級海上無線通信士	一 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。） 二 (同上) 三 (同上)	第一級海上特殊無線技士	一 (同上) イ (同上)
------	------	------------	--	-------------	------------------

とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であつて平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する空中線電力七十五ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの

ロ 船舶に施設する空中線電力五十ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの

二 旅客船であつて平水区域を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であつて平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の無線設備の通信操作並びにその無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

三 前二号に掲げる操作以外の操作で第二級海上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの

ロ (同上)

二 旅客船であつて平水区域を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であつて平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する船舶地球局の無線設備の通信操作並びにその無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

三 (同上)

<p>第二級海上特殊無線技士</p>	<p>一 船舶に施設する無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ 空中線電力十ワット以下の無線設備で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>ロ 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p> <p>二 レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

2・3 (略)

4 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉操作が行われるものは、第一項及び前項の規定の適用に関して、当該操作につき、その空中線電力が、当該無線電信の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。

<p>第二級海上特殊無線技士</p>	<p>一 船舶に施設する無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ (同上)</p> <p>二 (同上)</p>
<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>

2・3 (同上)

4 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉操作が行われるものは、第一項及び前項の規定の適用に関して、当該操作につき、その空中線電力が、当該無線電信の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。

5

(略)

5

(同上)